

令和4年12月23日

第六管区海上保安本部

【目次】

第678項	瀬戸内海	備讃瀬戸東航路付近	灯標消灯、仮灯設置
第679項	瀬戸内海	備後灘、土生港北西方	橋梁灯高さ変更
第680項	瀬戸内海	壬生川港	灯浮標について
第681項	瀬戸内海	今治港、第2区	掘下げ作業等
第682項	瀬戸内海	来島海峡、大下瀬戸	水路測量
第683項	瀬戸内海	広島港、第1区及び第3区	水路測量
第684項	瀬戸内海	広島港、第1区	重量物荷役作業
第685項	瀬戸内海	広島湾	海難救助訓練
第686項	瀬戸内海	岩国港付近	海上訓練
第687項	瀬戸内海	広島湾、柱島	灯台について
第688項	瀬戸内海	屋代島北方	潜水作業
第689項	瀬戸内海	屋代島北岸、久賀港	灯台について

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

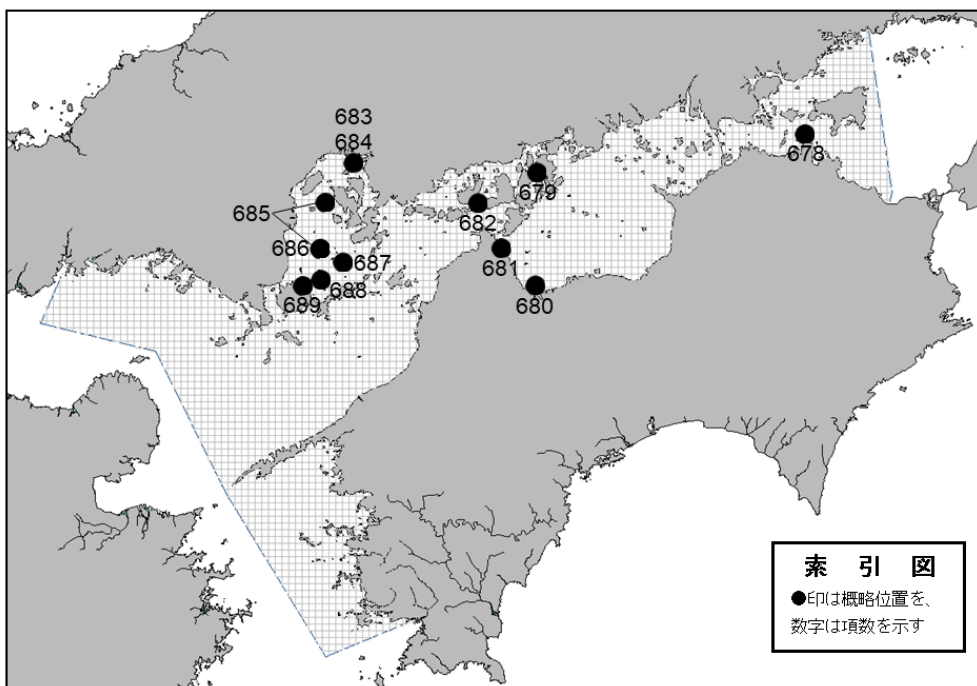
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

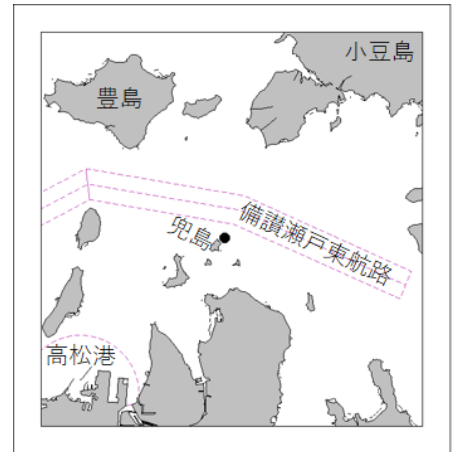
◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★4年678項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸東航路付近 灯標消灯、仮灯設置

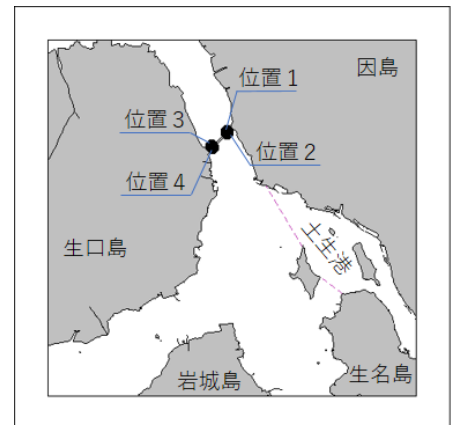
名称 カナワ岩灯標
 位置 34-25.3N 134-07.8E
 備考 仮灯(モールス符号赤光、毎8秒にA(・一))を設置
 海図 W137A-JP137A-W106-JP106-W153-JP153-W100A
 参照書誌 411 4062番
 出所 高松海上保安部



★4年679項 瀬戸内海 — 備後灘、土生港北西方 橋梁灯高さ変更

六管区水路通報4年45号625項削除

1. 名称 生口橋橋梁灯(L一灯)
位置1 34-18.3N 133-09.1E
 2. 名称 生口橋橋梁灯(L二灯)
位置2 34-18.3N 133-09.1E
 3. 名称 生口橋橋梁灯(R一灯)
位置3 34-18.2N 133-08.9E
 4. 名称 生口橋橋梁灯(R二灯)
位置4 34-18.2N 133-09.0E
- 高さ 平均水面から灯火まで36m
 海図 W102-W103-W130-W1118
 参照書誌 411 4499.4、4499.41、4499.44、4499.45番
 出所 尾道海上保安部



★4年680項 瀬戸内海 — 壬生川港 灯浮標について

名称 東予港壬生川第2号灯浮標
 位置 33-57-29.9N 133-07-54.0E
 備考 最近の測量によれば、灯浮標の位置は上記のとおりである
 海図 W1236-W1128
 参照書誌 411 4558番
 出所 第六管区海上保安本部



★4年681項 瀬戸内海 — 今治港、第2区 掘下げ作業等

期 間 令和5年1月16日～3月10日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-03-37N 133-01-10E(岸線上)
- (2) 34-03-32N 133-01-11E(岸線上)
- (3) 34-03-32N 133-01-06E(岸線上)
- (4) 34-03-36N 133-01-05E(岸線上)

2. 土砂投入作業

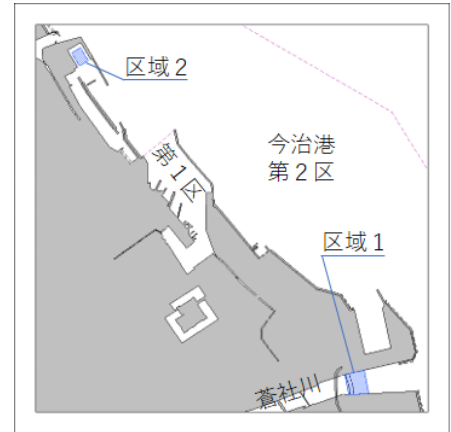
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-04-46N 132-59-57E
- (2) 34-04-43N 132-59-59E
- (3) 34-04-42N 132-59-57E
- (4) 34-04-45N 132-59-55E

- 備 考 (1) 作業はガットバージ船(スパッド式)で実施
(2) 夜間、作業船は区域内に停泊する
(3) 潜水作業を伴う
(4) 警戒船を配置

海 図 W1361

出 所 今治港長



★4年682項 瀬戸内海 — 来島海峡、大下瀬戸 水路測量

期 間 令和5年1月11日～18日の8日間

区 域 13地点により囲まれる区域

- (1) 34-14-15N 132-56-37E
- (2) 34-14-10N 132-56-50E
- (3) 34-13-46N 132-56-50E
- (4) 34-12-30N 132-55-48E
- (5) 34-12-04N 132-55-00E
- (6) 34-11-00N 132-55-00E
- (7) 34-11-00N 132-54-19E
- (8) 34-11-09N 132-54-19E
- (9) 34-11-18N 132-54-36E
- (10) 34-12-20N 132-54-36E
- (11) 34-12-45N 132-55-22E
- (12) 34-13-08N 132-55-22E
- (13) 34-13-01N 132-55-35E

備 考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海 図 W103-W104-JP104-W141-JP141-

W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★4年683項 瀬戸内海 — 広島港、第1区及び第3区

水路測量

期間 令和5年1月16日～3月12日の内5日間

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-42N 132-29-53E(防波堤先端)
- (2) 34-21-39N 132-30-01E(岸線上)
- (3) 34-21-34N 132-30-02E(岸線上)
- (4) 34-21-39N 132-29-51E(岸線上)

区域2 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-26N 132-29-12E
- (2) 34-20-21N 132-29-28E
- (3) 34-20-19N 132-29-30E(岸線角)
- (4) 34-20-14N 132-29-30E(岸線上)
- (5) 34-20-17N 132-29-27E
- (6) 34-20-22N 132-29-12E(岸線上)

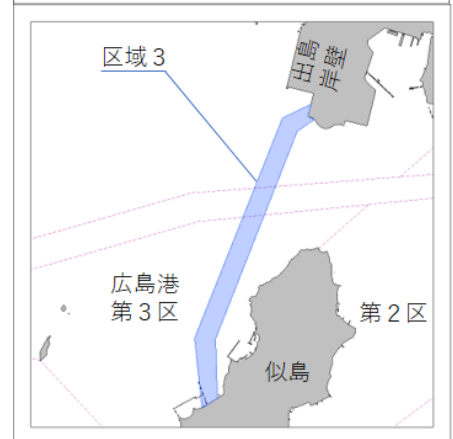
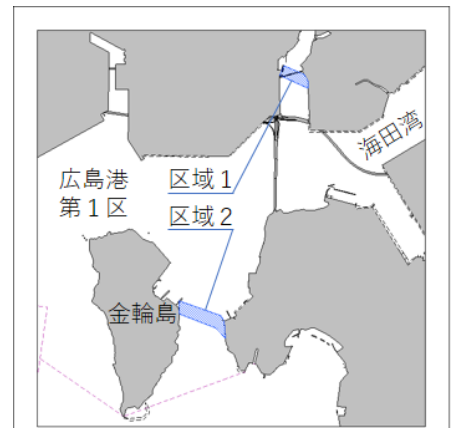
区域3 8地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-30N 132-26-31E(岸線上)
- (2) 34-20-25N 132-26-22E
- (3) 34-18-53N 132-25-38E
- (4) 34-18-27N 132-25-39E(岸線上)
- (5) 34-18-23N 132-25-31E(岸線上)
- (6) 34-18-54N 132-25-27E
- (7) 34-20-30N 132-26-14E
- (8) 34-20-37N 132-26-29E(岸線上)

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1112A-JP1112A-W142-JP142
-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★4年684項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 重量物荷役作業

期間 令和4年12月26日(予備日27日～令和5年1月5日)の日出～日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-16N 132-28-25E(岸線上)
- (2) 34-21-11N 132-28-28E
- (3) 34-21-08N 132-28-20E
- (4) 34-21-13N 132-28-18E(岸線上)

備考 (1) 作業船のアンカー位置を示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

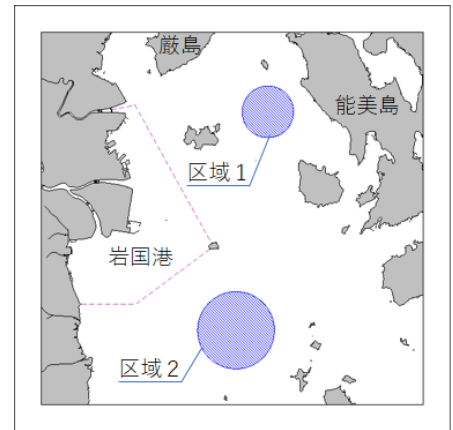
海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★4年685項 瀬戸内海 — 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和5年1月16日～20日、23日の1000～1500
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする
半径1.0海里の円内
区域2 34-04.0N 132-20.0Eの地点を中心とする
半径1.5海里の円内
備 考 海上自衛隊による訓練
海 図 W113-W142-JP142-W1108-
JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★4年686項 瀬戸内海 — 岩国港付近 海上訓練

1. えい航訓練

期 間 令和4年12月23日の1100～1230
区 域 34-04.3N 132-19.5Eの地点を中心とする
半径2.5海里の円内
備 考 巡視船による訓練

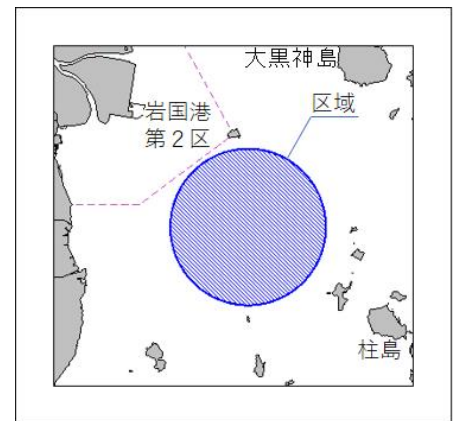
2. 操縦性能試験

期 間 令和4年12月24日の1000～1600
区 域 上記と同じ
備 考 (1) 巡視船による試験
(2) 区域内に浮標を設置

3. 操船訓練

期 間 令和5年1月10日～12日、15日、16日の0900～1200
区 域 上記と同じ
備 考 (1) 巡視船による訓練
(2) 区域内に浮標を設置

海 図 W142-JP142-W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★4年687項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島 灯台について

期 間 令和5年1月10日～2月10日(予備日を含む)
名 称 柱島港来見沖防波堤北灯台
位 置 34-01.4N 132-25.3E
備 考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる
(2) 灯火に影響はない
海 図 W1131-W142-JP142-W1108-
JP1108
参照書誌 411 4709番
出 所 第六管区海上保安本部



★4年688項 瀬戸内海 — 屋代島北方 潜水作業
 期間 令和4年12月26日～令和5年1月8日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 (1)～(5)を結ぶ線、(6)～(10)を結ぶ線及び陸岸により
 囲まれる区域

- (1) 33-59-55N 132-20-08E(岸線上)
- (2) 33-59-39N 132-20-30E
- (3) 33-58-49N 132-20-12E
- (4) 33-57-56N 132-20-24E
- (5) 33-57-37N 132-20-57E(岸線上)
- (6) 33-57-32N 132-20-42E(岸線上)
- (7) 33-57-49N 132-20-12E
- (8) 33-58-50N 132-19-58E
- (9) 33-59-35N 132-20-15E
- (10) 33-59-41N 132-20-07E(岸線上)



備考 警戒船を配置
 海図 W142-JP142-W1102-JP1102-W1108-JP1108
 出所 第六管区海上保安本部

★4年689項 瀬戸内海 — 屋代島北岸、久賀港 灯台について

期間 令和5年1月10日～2月10日(予備日を含む)
 名称 久賀港弁天B防波堤西灯台
 位置 33-57.1N 132-16.3E
 備考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる
 (2) 灯火に影響はない
 海図 W142-JP142-W1102-JP1102
 参照書誌 411 4795.1番
 出所 第六管区海上保安本部

